環境政策

1　地球温暖化対策

本市は，京都議定書誕生の地として，また環境モデル都市として，低炭素社会の実現に向け，世界・我が国を牽引していく重要な役割を担っています。

低炭素社会の実現に向けては，大量生産，大量消費，大量廃棄を前提とした暮らしから，永い歴史の中で培われてきた京都の知恵と心に学び，持続可能な低炭素・資源循環型のライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を図ることが必要です。

このため本市では，京都ならではの低炭素社会の実現に向け，「京都市地球温暖化対策条例」及び「京都市地球温暖化対策計画〈2011－2020〉」に基づき，「DO YOU KYOTO？（環境にいいことしていますか？）」を合言葉に，市民，事業者の皆様と共に，取組を着実に推進しています。

また，人類史上初の地球温暖化対策を取りまとめた「京都議定書」が，全世界の人々が参加する「パリ協定」として大きく飛躍したことを踏まえ，「イクレイ－持続可能性をめざす自治体協議会」等を通じて，世界の都市との連携を更に深め，市民ぐるみで温暖化対策に取り組みます。

⑴　地球温暖化対策条例の推進

本市では，平成 17 年 4 月に，地球温暖化対策に特化した全国初の条例である「京都市地球温暖化対策条例」を施行しました。そして，平成 22 年 10 月，温室効果ガス排出量を 80％以上削減した低炭素社会の実現を目指して条例を全部改正し，「京都市域からの温室効果ガス排出量を，平成 32 年度までに平成 2 年度比で 25％削減，平成 42 年度までに 40％削減」という高い削減目標を掲げました。

さらに，平成 23 年 3 月には，平成 32 年度までの目標に向けた行動計画として「京都市地球温暖化対策計画〈2011－2020〉」を策定し，平成 26 年 3 月には，平成 25 年 12 月に策定した「京都市エネルギー政策推進のための戦略」に掲げる施策推進の方向性やリーディングプロジェクト等を反映させた「京都市地球温暖化対策計画〈2011－2020〉」に改定し，具体的な取組や施策を充実・強化しました。

また，最新実績となる平成 26 年度の温室効果ガス排出量は，平成 25 年度と比べて 10 万トン，1.3%の減少となり，地球温暖化対策条例に定める削減目標の基準である平成 2 年度と比べても 1.7 万トン，0.2%の減少と，3 年ぶりに下回りました。

平成 23 年 3 月の東日本大震災以降，原子力発電の稼働停止に伴う電力不足を火力発電量の大幅な増加により補い，火力発電に著しく依存した電源構成へと変化したことから，電気の CO_2 排出係数が悪化し，温室効果ガスの排出量は増加傾向にありましたが，市民・事業者の皆様による省エネルギーや節電等の取組によって，総エネルギー消費量は平成 2 年度以降で最も少なくなり，温室効果ガスの排出量は 2 年連続で減少しました。

⑵ エネルギー政策

「原子力発電に依存しない持続可能なエネルギー社会」を目指し，市民力・地域力などの京都の強みや地域資源を生かして，市民，事業者，行政など地域のあらゆる主体が一丸となって共汗で取り組む「京都市エネルギー政策推進のための戦略」を平成 25 年 12 月に策定しました。

また，持続可能なエネルギー社会の構築に当たっては，電力事業者の役割が極めて重要であることから，平成 24 年度以降，関西電力株式会社に対して，脱原発依存や経営の透明性の確保等の株主提案を行っています。

⑶ 再生可能エネルギー等の利用の推進

本市では，低炭素型のくらしやまちづくりの実現を目指し，温室効果ガスの発生が少なく，枯渇のおそれがない太陽光などの再生可能エネルギーの普及拡大を地球温暖化対策の重点施策と位置付け，太陽光発電システムをはじめ，太陽熱利用システム，蓄電システム，家庭用燃料電池システム及び HEMS の設置助成を行っており，住宅への普及拡大を進めています。

また，京都市水垂埋立処分地には，大規模太陽光（メガソーラー）発電所を誘致し，平成 24 年 7 月から発電を開始しているほか，市民の誰もが再生可能エネルギーの普及に関わることができる「京都市市民協働発電制度」を平成 24 年度に創設し，公募により選定された運営主体が市民などから出資を募り，市有施設に太陽光発電システムを設置し，発電を開始しています。平成 25 年度からは，新たに「太陽光発電屋根貸し制度」も創設し，両

制度によって,市有施設34箇所で,合計1,210.3kWの発電を行っています。

⑷　水素エネルギーの普及促進

国では，国家戦略として「水素社会の実現」を目指すこととしており，平成26年6月には，エネルギー基本計画に基づき水素社会の実現に向けた「水素・燃料電池戦略ロードマップ」を策定し，当面の課題として，自治体等と連携し，燃料電池自動車（FCV）の認知度等を高め，その活用を大きく広げる必要があるとしています。

本市では，市会決議を踏まえ，平成25年12月に「京都市エネルギー政策推進のための戦略」を策定し,「原子力発電に依存しない持続可能なエネルギー社会」を目指すことを掲げ,これに寄与する水素エネルギーの普及,そして，国が進める水素社会の実現に向けて，京都議定書誕生の地，環境先進都市として先駆的な役割を果たすため,FCVを活用したカーシェアリング事業の実施やイベント・防災訓練等でのFCVの活用など，水素エネルギーに対する理解の向上等を図ってまいります。

⑸　市民による地球温暖化対策の推進

京都議定書が発効した2月16日にちなんで，毎月16日を「環境に良いことをする日」とし，自家用車の使用を控えるノーマイカーデーにするなど，市民や事業者の皆様と共に環境にやさしい取組を実践するとともに,「世界に通用するライフスタイルの京都モデル」を確立するため，ライフスタイルの転換に向けた意識啓発及び実践行動の促進を図っています。

また，地域が主体的に環境に良い活動（エコ活動）を実践できるよう支援し，地域ぐるみで環境にやさしいライフスタイルへの転換と地域コミュニティの活性化が相乗的に進むよう,「エコ学区」関連事業に取り組んでいます。

さらに，子どもの視点からライフスタイルを見直し，環境にやさしい暮らしを実践する,「こどもエコライフチャレンジ推進事業」を実施しています。

⑹　「DO YOU KYOTO？クレジット制度」の運用

市民の皆様による主体的な温室効果ガスの排出削減を促進するため，省エネ活動などにより実現した CO_2 排出削減量を，経済的価値があり取引が

可能な「クレジット」として認証し，これを市内で行われるイベントの実施者や大規模事業者がカーボン・オフセットに活用する「DO YOU KYOTO？クレジット制度」を運用しています。

⑺　運輸部門における地球温暖化対策の推進

自動車から排出される温室効果ガスを削減するために，まず歩くことや公共交通の利用を促進する政策を進めていくことを基本としながら，車を利用する際には，車の共同利用，エコカーへの転換，エコドライブの普及などの施策を推進しています。

さらに，省エネ型の次世代自動車である電気自動車（EV），プラグインハイブリッド車（PHV）の普及を促進するため，充電設備の設置やタクシー・レンタカー事業者等に対する車両購入等の補助を行っています。

⑻　事業者による地球温暖化対策の推進

事業者部門における温室効果ガス排出量削減に向け，一定要件以上の事業者を「特定事業者」と定め，事業者排出量削減計画書及び削減報告書の提出の義務に加え，本市が総合評価を行い公表する「事業者排出量削減計画書制度」を進めています。

また，エネルギーを見える化し，空調・照明等の機器を効率よく制御することなどで，建物の電力需要を最適化するエネルギーマネジメントシステムの普及を進めています。

⑼　国際的な地球温暖化対策の推進

地球温暖化対策の地域レベルでの国際的連携を進めるため，環境分野の国際的な自治体連携組織であり，国連の公式協議機関である「イクレイ－持続可能性をめざす自治体協議会」において，国際的な地球温暖化対策を積極的に推進しています。とりわけ，イクレイ東アジア地域理事会議長を京都市長が務めるなど，本市が東アジアにおける先導的な役割を果たしています。

平成 27 年 11 月 30 日から 12 月 11 日にフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）に合わせて開催された関連事業等において，京都議定書誕生の地として，これまで取り組んできた本市の環境政策を世界に発信するとともに，都市間連携の重要性や本市の姉

妹都市であるフランス・パリでの平成32年以降の地球温暖化対策の新たな国際的枠組の実現を強く訴えました。

また，世界で地球環境の保全や地球温暖化対策に貢献した方々の功績を顕彰し，地球環境問題に関するメッセージを発信するために，国や京都府，京都商工会議所等と共に，「KYOTO 地球環境の殿堂」を創設し，毎年，殿堂入り者の表彰等を実施しています。

2　環境保全対策

⑴　環境保全対策の計画的推進

最近の環境保全対策は，単に環境汚染の防止だけでなく，より快適な都市環境の創造が重要となってくるなど，多様化しています。

そこで，市民，事業者，行政の参加と協働の下に，環境資源を守り，いかすとともに，環境負荷の少ない循環型のまちづくりを目指し，平成9年4月に環境行政の基本方針等を定めた「京都市環境基本条例」を制定しました。

ア　環境影響評価（環境アセスメント）

環境影響評価（環境アセスメント）制度については，「京都市環境影響評価等に関する条例（以下「環境アセス条例」という。）」を平成10年12月に公布し，平成11年6月から施行しています。

また，本市が行う事業に際し，当該事業実施段階での環境影響評価に先立ち，計画段階においても環境影響評価を行う制度として「京都市計画段階環境影響評価（戦略的環境アセスメント）」要綱を策定し，平成16年10月から実施しています。

平成23年4月に環境影響評価法が改正され(平成25年4月1日施行)，事業の計画段階において，環境への影響が少ない事業となるよう検討を行い，その結果を図書にまとめ，公表することを事業者に義務付ける計画段階環境配慮手続等が新たに定められたことに伴い，法との整合性を図るなど，環境影響評価制度を充実・強化するため，平成25年1月に環境アセス条例を改正し，同年4月から施行しています。

イ　環境マネジメントシステム

事業活動に伴う環境への負荷を低減させるため,市役所本庁舎等のオフィス系部門において,本市独自の環境マネジメントシステム（KYOMS）の運用を平成 21 年 9 月から開始しました。また，市内の事業者に対し，京都発の環境マネジメントシステムである「KES・環境マネジメントシステム・スタンダード」の認証取得の促進を図っています。

ウ　京都市生物多様性プラン

京都の豊かな文化が世代を超えて継承されるように，全ての人が生物多様性の恵みを生活の一部として再認識し，地域資源を生かした持続的な暮らしや経済活動が行われている社会を目指し，平成 26 年 3 月に「京都市生物多様性プラン～生きもの・文化豊かな京都を未来へ～」を策定しました。

同プランに基づくリーディング事業として，京都の祭りや文化を支えてきた植物等を保全・再生する「京の生きもの・文化協働再生プロジェクト認定制度」の運用，親子を対象とした自然観察会「親子生きもの探偵団」の開催，生物多様性に関する情報を発信する生物多様性専用ホームページ「京・生きものミュージアム～京都市生物多様性総合情報サイト～」の運用など，生物多様性の保全に向けた取組を推進しています。

⑵　公害対策

ア　環境汚染の状況

大気汚染状況を経年的に見ると，二酸化硫黄，二酸化窒素，一酸化炭素及び浮遊粒子状物質とも横ばい又は緩やかな良化傾向にあります。

なお，微小粒子状物質（PM2.5）については，平成 23 年 10 月から測定開始しており，平成 27 年度の環境基準及び市保全基準の達成率は，一般環境大気測定局で 100％となりました。自動車排出ガス測定局では 80.0％となっていますが，健康への影響を考慮する必要がある国の注意喚起指針値を下回っています。

また，河川水質の汚濁状況では，河川の水質は良化傾向にあります。

イ　環境汚染防止対策

(ｱ)　大気汚染防止対策

大気汚染の状況を把握するため，一般環境大気測定局（9 局），自動車排出ガス測定局（5 局）において大気汚染物質を測定し，テレメーターシステムにより，衛生環境研究所において集中常時監視を行っています。また，工場・事業所のばい煙発生施設に対する監視・指導等を行っています。

(ｲ)　水質汚濁防止対策

水質汚濁の状況を把握するため，22 河川 42 地点で常時監視を行うとともに，工場・事業場排水の監視・指導や，浄化槽による生活排水対策に取り組んでいます。

(ｳ)　その他

悪臭対策，騒音対策，振動対策，地下水質保全対策，地盤沈下対策，土壌汚染対策等を実施しています。

ウ　公害苦情の状況

公害苦情の状況については，右図のとおりです。

公害苦情の内訳

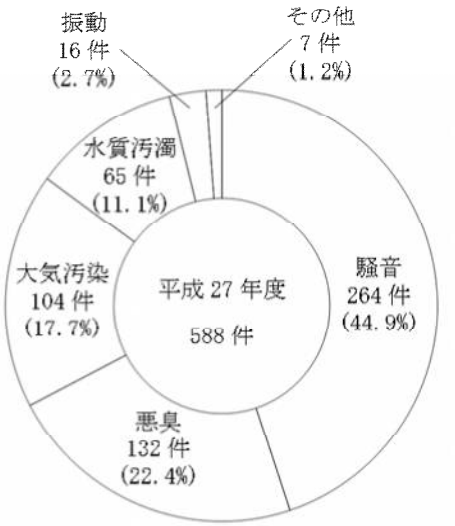

エ　自動車環境対策

自動車は，人や荷物を速く遠くまで運ぶことができる便利な乗り物ですが，これまで大気汚染，騒音など様々な環境問題を引き起こしてきたことから，京都市ではこれらの諸問題に対処するため，平成 5 年 3 月に「京都市自動車公害防止計画」を策定し，様々な取組を進めてきました。

さらに，平成 23 年 8 月には，公害防止だけでなく地球温暖化対策も含めた「京都市自動車環境対策計画(2011-2020)」を策定し，この中で「人と公共交通優先の歩いて楽しいまち」，「自動車とかしこくつきあうまち」，「エコカーへの転換が進むまち」の三つの視点を掲げ，歩くことや公共交通の利用を優先し，自動車の利用に当たっては，自動車の共同利用（カ

ーシェアリング）などによる自動車保有台数や走行量の抑制を図ることとしています。また，より効率的なエネルギー利用の観点からエコドライブの普及啓発を進めるとともに，電気自動車等（EV，PHV）や低燃費車など,より環境性能の高いエコカーへの転換を目指すこととしています。

3　ごみ処理

本市では，資源の有効利用と環境負荷の低減を図る観点から，2R（ごみになるものを作らない・買わないといった「リデュース（発生抑制)」，繰り返し使う「リユース（再使用)」）と分別・リサイクルの促進に取り組み，徹底してごみの減量化を進め，最後に残ったごみは，エネルギー回収の最大化，温室効果ガス排出量の削減，最終処分量の最小化を図りながら，適正に処理しています。

⑴　燃やすごみ収集

一般家庭を対象に各まち美化事務所がそれぞれ所管する区域を 2 方面に分割し，月木，火金の曜日の組合せで週 2 回定曜日収集を行っており，パッカー車の進入が困難な地域では軽四輪車で収集し，パッカー車へ積み替える方法で収集しています。さらに，一部の中高層団地においてはコンテナ収集を行っています。

なお，平成 18 年 10 月から有料指定袋制を実施しています。また，まち美化事務所については，平成 22，23 年度に再編を行い，従前行政区ごとに 11 箇所あったものを 7 箇所に統合しました。

⑵　資源ごみ収集

ア　缶，びん，ペットボトル

缶,びん,ペットボトルについては,平成 9 年 10 月からそれまでの缶，びんにペットボトルを加え，週 1 回の定曜日収集を行っています。分別収集した缶，びん，ペットボトルは,「京都市南部資源リサイクルセンター」と「京都市北部資源リサイクルセンター」に搬入し，選別，圧縮等の中間処理を行った後，再資源化事業者に直接売却又は日本容器包装リサイクル協会の指定する再資源化事業者に引き渡し，リサイクルしています。

なお，平成 18 年 10 月から透明の有料指定袋を導入し，リサイクルの妨げとなる生ごみ等の異物混入の防止を図っています。

イ　プラスチック製容器包装

プラスチック製容器包装に係る分別収集は，平成 19 年 10 月から週 1 回，定曜日収集を行っています。収集したプラスチック製容器包装については，「西部圧縮梱包施設」と「横大路学園」に搬入し，選別，圧縮等の中間処理を行った後，日本容器包装リサイクル協会の指定する再資源化事業者に引き渡し，リサイクルしています。

ウ　小型金属類・スプレー缶

平成 14 年 10 月から全市を対象に，鍋，やかん，フライパン等，最長部分が概ね 30cm 以下の小型の金属類の分別収集を月に 1 回実施するとともに，平成 19 年 10 月からスプレー缶を新たな対象品目として収集しています。また，平成 27 年 11 月から月に 2 回，区役所・支所のエコまちステーションにおいても回収しています。

収集した小型金属類からアルミや鉄を回収した後，再資源化事業者に直接売却しています。

エ　その他定期収集以外の資源ごみ回収

市民の皆様が身近に資源物を排出できる環境づくりを目指し，市の定期収集とは別に，行政施設，商業施設等に設置した「資源物回収拠点※」や，公園，学校などに出向いて資源物や有害・危険ごみの回収を行う「移動式拠点回収事業※」において，使用済てんぷら油，蛍光管，リユースびん（一升びん，ビールびん），乾電池，紙パック等の全 18 品目の資源物を回収し，リユース・リサイクルを進めています。

また，使用済てんぷら油については，行政施設等に加え，市民の皆様の御協力の下，地域に回収拠点を設け，回収しています。また，古紙類・古着類については，コミュニティ回収などの市民の皆様の主体的な分別を促進する仕組みを拡充しています。

※　「資源物回収拠点」及び「移動式拠点回収事業」の回収品目は，次ページの表のとおりです。

	資源物回収拠点				移動式拠点回収
	エコまちステーション	まち美化事務所	上京リサイクルステーション	行政施設，自治会館，商業施設など	
	15 品目	16 品目		－	18 品目
・古紙 ・雑がみ ・古着類	○ （月に２回）	○	○	－	○
・紙パック　・使用済てんぷら油 ・蛍光管　・乾電池 ・小型家電　・リユースびん	○	○	○	○	○
・ボタン電池　・充電式電池 ・水銀体温計　・水銀血圧計 ・記憶媒体類　・インクカートリッジ ・使い捨てライター	○	○	○	－	○
・刃物類	－	○	○	－	○
・陶磁器製の食器	－	－	－	－	○
・せん定枝	－	－	－	－	○

⑶　大型ごみ収集

一般家庭から排出される不用となった家具類や電化製品等の大型ごみは，電話申込みにより生活環境美化センターが有料で収集を行っています。

なお，家電リサイクル法や資源有効利用促進法に基づき，テレビ，エアコン，冷蔵庫・冷凍庫，洗濯機，衣類乾燥機及びパソコンは，大型ごみ収集の対象から除外しています。

⑷　犬，猫等の死体

犬，猫等の死体は，電話申込みにより専用車で収集しています。

⑸　精霊送りの供物収集

お盆の精霊送りの供物などを川へ流す風習がありましたが，環境衛生上好ましくないため，寺院，保健協議会の協力を得て，市内約 590 箇所に供物受納場所を設け，特別収集を行っています。

⑹　年末年始特別収集

年末のごみ量の増加と年始の滞留ごみを収集処理するため，年末年始の間は，定期収集作業を年末年始収集作業に切り替え，特別作業を行っています。

この間，各家庭の収集日が変わるため，お知らせビラ，市民しんぶんなどで周知徹底を図っています。

⑺　街頭ごみ容器のごみ収集

美化推進条例に基づく美化推進強化区域を中心に設置している街頭ごみ容器（普通ごみ及び缶・びん・ペットボトルに分別）のごみを毎日収集しています。

⑻　不法投棄ごみ収集

不法投棄の常習地でのごみの散乱防止のための啓発，パトロールを実施するとともに，市内各所に不法投棄されるごみを撤去しています。

また，繰り返される不法投棄の対策に取り組まれている地域団体に監視カメラを貸し出すなど，不法投棄がされにくい環境づくりを進めています。

⑼　ごみ収集福祉サービス（まごころ収集）

燃やすごみ，資源ごみをごみ集積場（定点）まで排出することが困難な世帯を対象として，玄関先に出されたごみを直接収集する「ごみ収集福祉サービス（まごころ収集）」を平成 20 年 1 月から実施しています。ごみの排出がない場合，登録された連絡先への連絡や，希望される方にはインターホンによる声掛けを行っています。

⑽　ごみ処理計画（平成 28 年度）

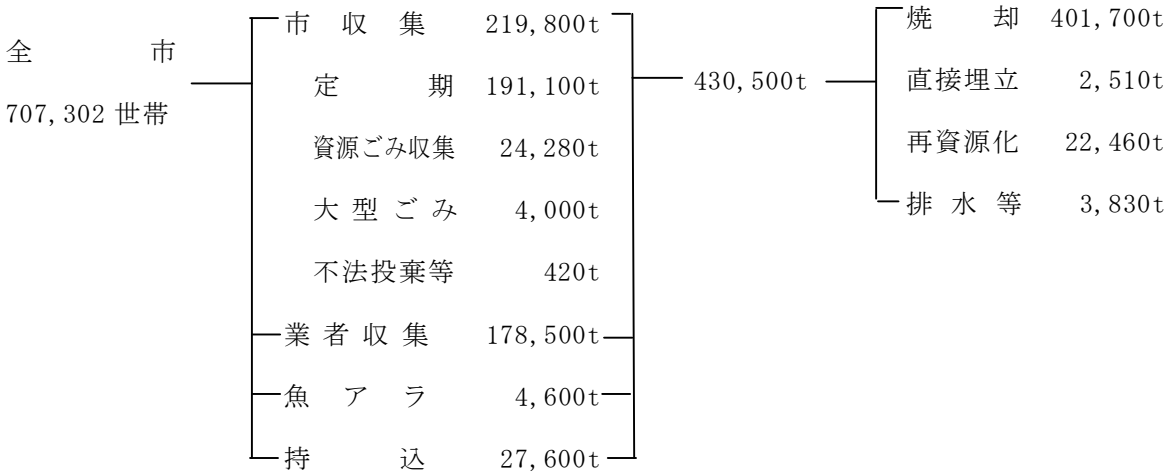

注：1　世帯数は，平成 28 年 4 月 1 日推計

　　2　破砕処理量は，焼却と再資源化の内数

⑾　中間処理

収集した可燃ごみはクリーンセンターで焼却し，焼却残灰及び直接搬入されたごみのうち，陶磁器等の不燃ごみについては埋立処分をしています。

なお，クリーンセンターでは，ごみ焼却の際に発生する熱により発電を行い，施設内や関連施設の電力を賄うほか，余剰の電力は電気事業者に売却しています。

ア　クリーンセンター

(ｱ)　焼却施設

クリーンセンター／種別	南部クリーンセンター第一工場	東北部クリーンセンター	北部クリーンセンター
所在地	伏見区横大路八反田 29 番地	左京区静市市原町 1339 番地	右京区梅ヶ畑高鼻町 27 番地
総面積	※ 172,000 ㎡	265,388 ㎡（破砕施設を含む。）	94,867 ㎡（再資源化施設を含む。）
工場敷地面積	25,832 ㎡	22,783 ㎡（破砕施設を含む。）	20,853 ㎡（再資源化施設を含む。）
稼働開始時期	昭和 61 年 6 月	平成 13 年 4 月	平成 19 年 1 月
総工費	199 億 8,000 万円	506 億 1,000 万円	320 億 200 万円
焼却能力	600t／24h	700t／24h	400t／24h

※　南部クリーンセンターの総面積には，第一工場だけでなく，破砕施設，横大路学園，南部資源リサイクルセンター，廃食用油燃料化施設，伏見まち美化事務所，消防ヘリポート等を含む。

(ｲ) 破砕施設

クリーンセンター ＼ 種別	南部クリーンセンター破砕施設	東北部クリーンセンター破砕施設
所在地	伏見区横大路八反田 29 番地	左京区静市市原町 1339 番地
稼働開始時期	昭和 48 年 1 月	平成 13 年 4 月
総工費	6 億 6,000 万円	― ※
型式	横型高速回転破砕機（スイングハンマ式）	多軸式低速回転破砕機（二軸剪断式）
能力	240t／6h	80t／6h

※ 焼却施設に含む。

イ 再資源化施設

(ｱ) 選別・圧縮施設

施設 ＼ 種別	缶・びん・ペットボトル		プラスチック製容器包装	
	南部資源リサイクルセンター	北部資源リサイクルセンター	西部圧縮梱包施設	横大路学園
所在地	伏見区横大路千両松町 477 番地	右京区梅ヶ畑高鼻町 27 番地	西京区大枝沓掛町 26 番地	伏見区横大路千両松町 277 番地
総面積	約 7,000 ㎡	※	18,937 ㎡	約 6,000 ㎡
稼働開始時期	平成 11 年 4 月	平成 19 年 1 月	平成 19 年 10 月	平成 19 年 12 月
処理能力	60t／5h	40t／5h	60t／15h	20t／5h

※ 焼却施設に含む。

(ｲ) その他

施設 種別	魚アラ	廃食用油
	魚アラリサイクルセンター （おさかなエコ館）	廃食用油燃料化施設
所　在　地	伏見区横大路千両松町 205 番地	伏見区横大路千両松町 477 番地
総　面　積	約 3,400 ㎡	約 1,900 ㎡
稼働開始時期	平成 20 年 4 月	平成 16 年 6 月
処理能力	33t／7h	5,000ℓ／日

⑿ 最終処分（埋立処分地）

焼却残灰や不燃ごみの最終処分地として，東部山間埋立処分地（埋立容量約 450 万㎥）を平成 12 年度から供用開始するとともに，大阪湾圏域広域処理場整備事業（フェニックス事業）に参画しています。

⒀ ごみの減量，分別・リサイクル

ア 新・京都市ごみ半減プラン−京都市循環型社会推進基本計画（2015−2020）−の推進

本市では，「みんなで目指そう！ごみ半減！循環のまち・京都プラン」（平成 22 年 3 月策定）に基づき，様々なごみ減量の取組を市民の皆様，事業者の皆様の御理解と御協力により実施してきた結果，ピーク時（平成 12 年度）に 82 万トンあったごみの量が，平成 27 年度は，46％削減となる 44 万トンに，その結果，クリーンセンター（清掃工場）を 5 工場から 3 工場に縮小するなど，環境負荷の低減と，年間 106 億円もの大幅なコスト削減を実現できました。

しかし，依然として，ごみの処理には年間 261 億円もの巨額の費用を要していること，また，ごみ量は減り続けているものの，ここ数年はごみの減量がわずかな量にとどまっていることなどから，本市唯一の最終処分場である東部山間埋立処分地をできる限り長く使用することをはじ

め，今後より一層，資源・エネルギーの有効利用と環境負荷の低減を図るため，ごみの減量を加速させる必要があります。そこで，ピーク時からの「ごみ半減」以下を目指し，平成 27 年 3 月に「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」を，2R と分別・リサイクルの促進の 2 つを柱とした条例へと改正（愛称：ごみ半減をめざす「しまつのこころ条例」）するとともに，この条例の内容をはじめとする新しいごみ減量施策を盛り込み策定した「新・京都市ごみ半減プラン」を市民，事業者の皆様と共に推進しています。

イ　家庭ごみの減量，分別・リサイクルの推進

本市では，市民，事業者，行政のパートナーシップを基盤とし，全市的にごみの減量・リサイクル活動を推進するための組織として，平成 8 年 11 月に「京都市ごみ減量推進会議」が設立されました。平成 9 年 1 月以降，学習会の開催や廃食用油（てんぷら油）の回収，古紙集団回収など，ごみ減量の具体的活動を市内各地域で実践する「地域ごみ減量推進会議」の設立や活動の支援を行っています。

こうした取組を推進するため，平成 22 年 4 月，資源物回収拠点である上京リサイクルステーションや，各区役所・支所内に地域における環境行政の総合窓口であるエコまちステーションを設置しました。加えて，生ごみ 3 キリ運動の推進や，イベント等のエコ化の取組を実施し，ごみの発生抑制を図っています。

また，分別・リサイクルの促進については，雑がみなど，資源ごみの分別を義務化するとともに，コミュニティ回収など，市民の皆様の主体的な分別・リサイクルを促進する仕組みを拡充・強化しています。

＜市民・関係事業者等の皆様に実施していただく主な取組＞

分野	市民の皆様	事業者の皆様
①ものづくり	○　充電池やLED等の環境にやさしい製品の使用	◎　充電池やLED等の環境にやさしい製品のPRへの協力
②小売	○　ごみになるものが少ない製品の購入 ○　レジ袋をもらわない	◎　購入者へのごみになるものが少ない製品の購入をPR ◎　購入者へレジ袋の要否や必要最小限の枚数を確認
③食品	○　食べ残しをしない食事の実践	◎　食べ残さない食事を促進するためのPR
④催事（イベント等）	○　イベント参加時のごみの分別排出	◎　イベントにおける資源ごみの分別回収
⑤観光等	○　宿泊施設でのごみの分別排出	◎　宿泊者がごみを分別して排出できる環境の整備等
⑥大学・共同住宅等	◎　ごみの分別排出	◎　学生への分別ルール等の啓発 ◎　居住者への分別ルール等の啓発

※　◎：実施義務，○：努力義務

今後，より一層，市民，事業者の皆様とともに，ピーク時からの食品ロス半減に向けた取組やレジ袋削減の取組の強化，徹底した分別によるリサイクルの推進等の取組を推進してまいります。

ウ　事業ごみの減量，分別・リサイクルの推進

事業ごみの減量については，排出事業者に対し，事業所から排出されるごみの透明袋による排出を義務化（平成22年6月）したほか，延べ床面積1,000㎡以上の大規模事業所（約2,300件）や市内店舗等の床面積の合計が3,000㎡以上の食品関連事業者（50社約1,100店舗）に対し，毎年減量計画書の提出を求め，立入調査による減量指導を行い，併せてリーフレット等を活用したごみの減量や適正処理に関する啓発を行っています。

また，許可業者がごみを収集しているマンションに対しては，分別方法等を届け出ていただく制度を創設（平成22年2月）するとともに，一般廃棄物処理実施計画に分別ルールを明記（平成22年4月）する等，管理者や入居者に対する啓発を進めており，ごみ半減をめざす「しまつのこころ条例」では，管理者等に入居者への分別ルール等の啓発を義務付けました。

さらに，紙ごみの分別義務化の徹底をはじめ，事業所内でのごみの分別実施の方法，減量方法，再資源化ルートの構築等について提案し，事業ごみの減量・リサイクルに積極的に取り組んでいただける事業所を拡大していくなどの指導・啓発を行っています。

一方，許可業者（78 業者）に対しては，業者を個別に巡回して調査を実施するとともに，処分基準の明確化，優良事業者の評価制度及び自己 PR 制度を推進しているほか，クリーンセンターにおける展開調査等による適正処理指導の強化を図っています。

⑭ 「世界一美しいまち・京都」の推進

本市では，「京都市飲料容器の散乱の防止及び再資源化の促進に関する条例」（空き缶条例）を昭和 57 年 4 月から施行し，飲料容器の散乱防止に取り組んできました。

その後，たばこの吸い殻など，飲料容器以外のごみの散乱も目立つようになってきたことから，まちの美化を積極的に推進し，飲料容器に係る資源の有効利用を促進していくため，空き缶条例を全部改正し，「京都市美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効利用の促進に関する条例」（美化推進条例）として，平成 9 年 8 月から施行しました。

同条例では，市民や事業者による自主的な美化活動への支援制度，散乱の原因となる投棄行為の禁止及び美化推進強化区域内での投棄行為に対する罰則規定などを盛り込んでいます。また，資源の有効利用の観点から，自動販売機により飲料を販売する事業者に対し，自動販売機の届出及び回収容器の設置を義務付け，違反者に対する罰則規定を設けています。

さらに，飲料，たばこ等の各関係企業・団体等で構成する京都市まちの美化推進事業団において，美化推進強化区域での定期的な清掃活動や美化啓発活動をはじめ，啓発ポスターの作製や啓発看板の設置などを実施しています。

⑮ 産業廃棄物処理指導計画の推進

産業廃棄物の適正な処理や減量化・再生利用等を促進するため，「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に基づき，排出事業者・処理業者の指導監督を行っています。

また，産業廃棄物の不適正処理を防止するとともに，必要な場合には速やかに原状回復させるため，法をきめ細かに補完した「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」を制定（平成 16 年 4 月 1 日施行）し，市民生活の安全確保及び美しい自然環境の保全を図っています。

平成 23 年 3 月に策定した「第 3 次京都市産業廃棄物処理指導計画」では，循環型社会の構築と地域から信頼される産業廃棄物処理体制の確立に向けて，排出事業者・処理業者に対する規制だけではなく，これまでにも増して，①排出事業者の高い意識に基づく行動を誘導すること，②優良な処理業者の育成を図ること，③市民の産業廃棄物に対する正しい理解を促進することが重要であるとの認識のもと，各種取組を進めています。

4　し尿収集処理

⑴　し尿収集

本市では，公共下水道整備による水洗化の進ちょくにより，年々，し尿収集世帯数は減少していますが，し尿を衛生的に処理するとともに，生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため，下水道未整備区域である山間部を中心として，約 3,700 世帯（平成 28 年 3 月現在）を対象に，し尿収集を実施しています。

また，このほかに，市内各地の工事現場等に設置される仮設トイレのし尿収集を実施しています（年間約 2,500 件）。

＜し尿収集世帯（平成 27 年度）＞

し尿収集世帯		3,723 世帯
	うち　下水道未整備区域	1,796 世帯

⑵　し尿処理

収集したし尿は，公共下水道へ適切に放流するための水質基準に適合するよう破砕，希釈等の前処理を行った後，公共下水道へ放流し，水環境保全センターにおいて終末処理を行っています。

＜し尿収集量（平成 27 年度）＞

し尿収集量	10,768kl